

資循第1478号の3
令和5年10月16日

一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会
会長 島影 清 様

新潟県環境局資源循環推進課長

デジタル原則を踏まえた浄化槽法等の適用に係る 解釈の明確化等について（通知）

このことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長から別添のとおり通知（以下、「国通知」という。）がありましたのでお知らせします。

併せて、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「県条例」という。）で定める浄化槽保守点検業者における「標識の掲示」の取扱いについて、浄化槽清掃業者に係る国通知に準じて下記のとおり取り扱うこととしますので、貴協会の会員に周知願います。

記

○ 標識の掲示について（県条例第12条関係）

浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならないとされている。

今般の国通知を踏まえ、浄化槽保守点検業者においても自社のウェブサイトを含めたインターネット環境が整備されている場合には、浄化槽管理者が保守点検を委託しようとする場合に容易に登録情報を把握できるよう、「氏名又は名称」及び「代表者の氏名」と併せて「登録番号」「登録有効期間」について積極的に公表すること。

ただし、インターネット環境を整備することが不相当な負担となる場合においては、例外的に引き続き標識の掲示のみとすることも差し支えない。

担当：資源循環企画係 鈴木 電話：025-280-5160 FAX：025-280-5740 Mail：ngt030330@pref.niigata.lg.jp
--